

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

平成28年9月1日

大分県知事 広瀬 勝 貞

第1 競争入札に付する事項

1 委託業務名	施委第57-25号 県庁舎本館及び新館エレベーター保守点検業務委託
2 委託業務場所	県庁舎本館・新館 大分市大手町3丁目
3 委託契約期間	平成28年10月1日から平成31年9月30日まで (地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
4 業務の概要	県庁舎本館・新館のエレベーターについて、保守点検を行い、機能維持、安全性の確保を図る業務。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

競争入札 参加条件	<p>次の条件をすべて満たしている者。</p> <p>(1) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務の委託に係る競争入札参加資格を得ている者のうち、電気設備保守管理業の登録業者で昇降機の保守管理を業とする者。</p> <p>(2) 平成23年度以降において、次のエレベータの規格（制御方式・速度）と同等以上の昇降機の保守を元請けで契約し、自ら履行した実績を有する者。 (規格：交流可変周波数制御ギャレス式（速度150m/分）) ※なお、上記の「同等以上」とは、速度が150m/分以上であることを示し、制御方式は同等の実績とする。</p> <p>(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p>
--------------	---

第3 入札手続等

1 入札手続等の 担当部局	大分県土木建築部施設整備課 (大分県庁舎新館 6階) 電話 097-506-4705	
手続等	期間・期限	場所等
2 仕様書等の 閲覧	平成28年9月1日から 平成28年9月15日までの土曜日、日 曜日及び祝日等を除く毎日、午前9時から 午後5時まで	上記1に同じ。 上記1のほかインターネット：大分県庁 ホームページ。
3 公告等に対す る質問及び回答	(質問書の受付期間) 平成28年9月2日から平成28年9月 7日までの土曜日、日曜日を除く午前9時 から午後5時まで (回答書の閲覧期間) 平成28年9月12日から平成28年9 月15日までの土曜日、日曜日及び祝日等 を除く午前9時から午後5時まで	提出場所は上記1に同じ 提出方法は、書面(様式自由)を持参 して提出すること。郵送又は電送による ものは受け付けない。 質問書の提出を受けた場合は、書面に より回答し、閲覧に供する。 閲覧場所は上記1に同じ
4 競争参加資格 証明資料の提出	証明資料の提出 必要 (第2 競争入札に参加する者に必要な資 格に関する事項の(2)を証明する資料) なお、証明資料の提出は入札書の提出と 同時とする。	参加要件を証明する資料は以下の通り。 ・委託契約書の写し。(ただし委託契約書にて 委託の中にエレベータの保守を含んでいるこ とが確認できない場合は、確認できる資料を 添付すること。) ・委託仕様書の写し。(参加条件のエレベータ の規格が委託に含まれることが確認できる もの。) ・委託による建築基準法第12条の点検結果表の 写し。(ただし、直近のものに限る。) なお、提出する委託契約は、期間が平成23年4月 1日以降から始まり、資料提出日までに履行され たものとする。 また、求める2つの規格が含まれる契約が異なる 場合は、各々について資料を提出すること。
5 入札書の提出 及び開札	日時 平成28年9月16日 午前10時30分 場所 県庁舎新館 6階 入札室	提出方法は、紙の入札書を持参するも のとし、入札に当たっては、別紙1の「 <u>入 札に当たっての注意事項</u> 」を遵守する こと。 入札回数は、原則として1回とする。 なお、入札書提出後の入札辞退(撤回、 引替えを含む)は認められない。 ※再度入札について：開札をした場合にお いて、落札者がいないときは、地方自 治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の8第4項の規程により再度 の入札を行う。

第4 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1 説明の請求	競争入札参加資格がないと認められた者は、第7の2の(3)通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1に同じ。
2 回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、書面により回答するものとする。

第5 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

1 最低制限価格	無し
----------	----

第6 入札参加資格事項等の共通事項

1 入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2 不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
3 倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

第7 その他の事項

1 入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 原則：免除(必要な場合は、落札決定後指示する。)
2 事後審査及び落札者の決定方法	(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 最低価格が同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者(順位)を決定する。 この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに

	<p>代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(2) 入札終了後、最低価格入札者について競争入札参加資格を審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。（なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。）</p> <p>(3) (2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p> <p>(4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) (2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し書面により通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p>
--	--

<p>3 入札の無効</p>	<p>公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。</p> <p>(1) 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合。</p> <p>(2) すべての入札参加者が入札結果と一致している場合。</p> <p>(3) 入札結果の落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合。</p> <p>(4) その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。</p>
----------------	--

<p>4 再苦情申立て</p>	<p>第4の2の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を經由し、知事に対して再苦情の申立てをおこなうことができる。</p>
-----------------	---

<p>5 その他</p>	<p>(1) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札予定者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。</p> <p>(2) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が(1)に該当した場合は、落札決定の取消を行うものとする。</p> <p>(3) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(1)又は(2)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 落札者（落札予定者、最低価格入札者、契約者を含む）は、入札後に(1)に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。</p> <p>また、(1)、(2)及び(3)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者はその責を一切負わないものとする。</p> <p>(5) 大分県契約事務規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p>
--------------	--